

**令和2年度（2020年度）**

**熊本市クラウドファンディング活用支援補助金【募集要領】**

**【募集期間】**

令和2年（2020年）7月8日（水）

～ 令和2年（2020年）12月21日（月）[17時必着]

※募集期間を過ぎた申込は一切認められませんので、ご注意ください。

※先着順に受付・審査を行います。予算を超える申込があった場合は、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

**【申込書類一式の提出先・問い合わせ先】**

熊本市経済観光局 産業部 商業金融課

住 所：〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 8階

電 話：096-328-2424 / F A X：096-324-7004

受付時間：月～金曜日（祝日を除く） 8：30～12：00、13：00～17：00

※申請書類一式は、郵送または持参によりご提出ください。

**【注意事項】**

○募集締切りの直前になると、申込みに必要な各種書類の準備が間に合わない場合がありますので、余裕をもって準備をしてください。

令和2年（2020年）7月

熊本市 商業金融課

## 【目 次】

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業、対象経費、補助率等	2
4. 募集期間	2
5. 事務のながれ	3
6. 申請手続きに必要な書類	3
7. 資金調達の結果、CF事業者を支払う仲介手数料が変わった場合	4
8. 交付の条件	4
9. 事業の変更・中止について	5
10. 交付決定取消及び補助金の返還	5
11. その他	5
12. 提出先・お問合せ先	6

## 1. 事業の目的

---

中小企業等の経営基盤強化を図るため、クラウドファンディングを活用した新商品開発や販路開拓等の取り組みに対し、経費の一部を補助します。

## 2. 補助対象者

---

### 【補助対象者】

本補助金の募集対象者は、以下の(1)から(3)の要件をすべて満たす中小企業者であることが必要です。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者であること。

[法人] 熊本市内に事業所を置き、同市内で事業を営んでいる者

[個人事業主] 事業主の住所が熊本市内にあり、かつ、同市内に事業所又は店舗を置き事業を営んでいる者

[創業予定者] 創業予定者の住所が熊本市内にあり、かつ、令和3年(2021年)3月31日までに同市内で事業所又は店舗を置き創業する者

#### (用語の定義)

「中小企業者」…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号及び同条第5項に規定される要件に該当する会社又は個人をいう。

「会社」…会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に規定される、株式会社、合名会社、合資会社、又は合同会社をいう。

「創業」…所得税法(昭和40年法律第33号)第229条に規定する開業の届け出を行い、新たに事業を開始する場合又は新たに法人の設立登記を行い、事業を開始する場合をいう。

(2) 市税の滞納がないこと(新型コロナウイルス感染拡大に伴い徴収が猶予及び分割納付の誓約が済んでいる場合は除く)

(3) 熊本市暴力団排除条例(平成23年条例第94号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

※なお、この補助金の交付は、1事業者につき、年度内に1回を限度とします。

### 【補助対象外となる事業者】

次のいずれかに該当する者は、上記条件に関わらず対象外とします。

(1) 次のいずれかに該当する事業を行う場合

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年、法律第122号)第2条第6～第10項に該当する全業種

② 宗教

③ 政治・経済・文化団体

④ 公序良俗に問題のある事業

⑤ その他市長が適当でないと認める事業

- (2) 補助対象経費について、ほかの機関又は制度における同趣旨の補助金等の交付を受けた場合又は交付が確定している場合
- (3) 法人にあっては、大企業又はみなし大企業である場合
- (4) その他市長が適当でないと認める場合

### 3. 補助対象事業、対象経費、補助率等

---

#### 【対象事業】

クラウドファンディングで資金調達し、以下のいずれかの事業を行うもの

- (1) 新商品または新サービスの企画または開発に関する事業
- (2) 販路開拓に関する事業
- (3) 創業に関する事業

#### 【対象経費】

クラウドファンディング運営事業者に支払う手数料

※消費税等の租税公課は補助対象となりません。申込書等には税抜き金額で記入してください。

※熊本市クラウドファンディング活用支援補助金交付決定通知日から令和3年（2021年）3月31日まで支払ったものが対象となります。交付決定通知書日前に支払った場合は、補助対象外となりますのでご注意ください。

#### 【補助率・上限額】

上記対象経費の3分の2以内（補助上限額30万円）

※補助金額の算出において、千円未満の端数は切り捨てとします。

※補助率、補助上限額を超える部分は、申請者の負担となる。

### 4. 募集期間

---

令和2年（2020年）7月8日（水）

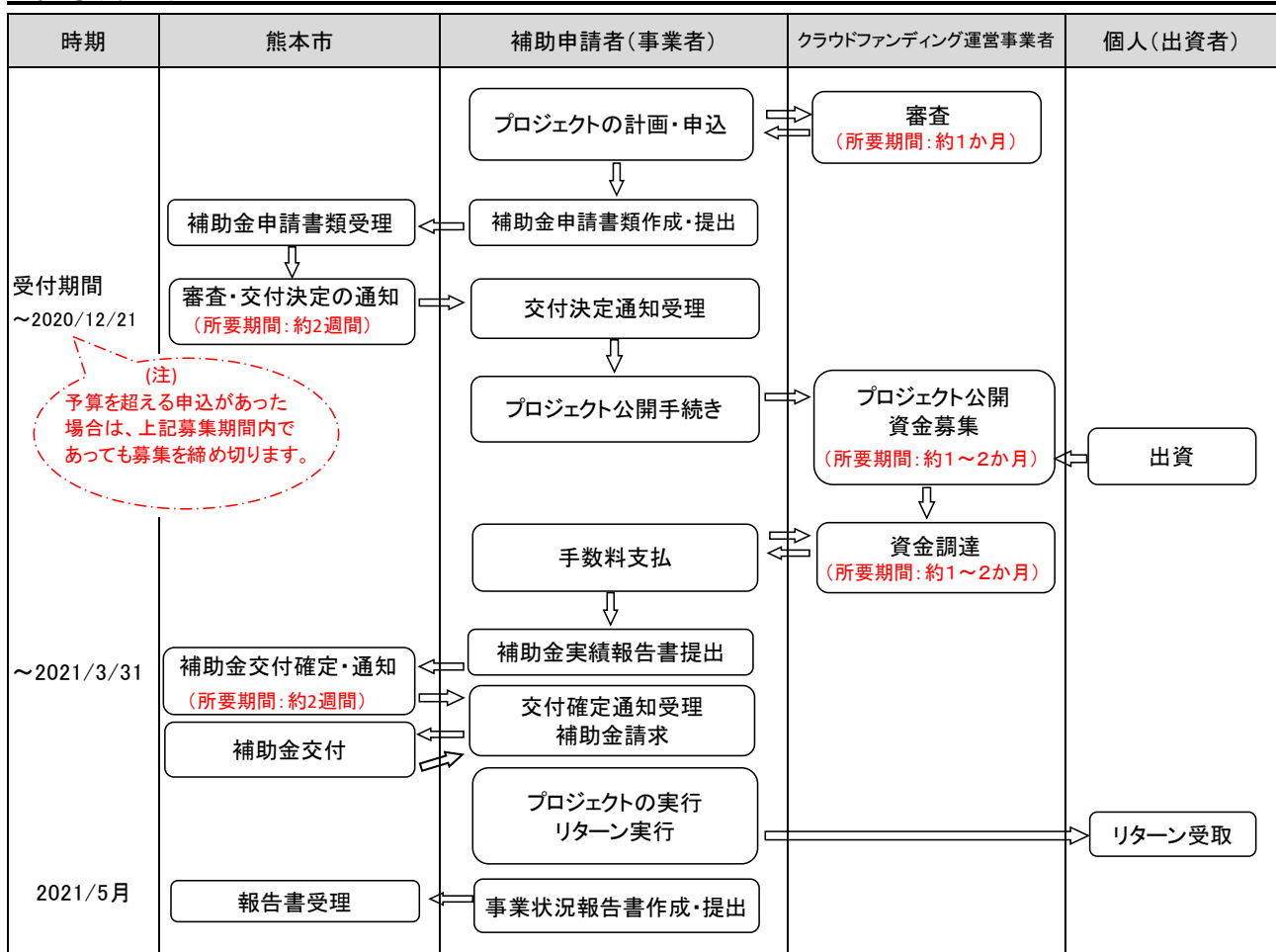
～ 令和2年（2020年）12月21日（月）[17時必着]

#### 【注意事項】

※補助金申請は、クラウドファンディング（CF）運営事業者へ申し込みを行い、CF運営事業者による審査を通過している必要があります。また、補助交付決定後にCFウェブサイトでは資金募集開始（プロジェクト公開）を行ってください。

※予算を超える申込があった場合は、上記募集期間内であっても募集を締め切りますのでご了承ください。

## 5. 事務のながれ



## 6. 申請手続きに必要な書類

各様式は、熊本市ホームページよりダウンロードしてください。

書類の提出は、郵便や宅配便等、もしくは窓口への持参にて行ってください。

### (1) 補助金申請に必要な書類

補助金申請は、クラウドファンディング（CF）運営事業者へ申し込みを行い、CF運営事業者による審査を通過している必要があります。また、補助交付決定後にCFウェブサイト上で資金募集開始（プロジェクト公開）を行ってください。

- ① 熊本市クラウドファンディング活用支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 誓約書兼同意書（様式第3号）
- ④ 補助対象経費に係る見積書
- ⑤ [法人の場合] (ア)登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る）  
[個人事業主の場合] (ア)個人事業の開業・廃業等届出書の写し  
(イ)住民票の写し  
[創業予定者の場合] (ア)住民票の写し

## **(2) 実績報告に必要な書類**

クラウドファンディング（CF）運営事業者へ手数料支払後30日以内または令和3年（2021年）3月31日のいずれか早い日までに提出が必要です。ただし、開業予定者は、開業完了後の提出となります。

令和3年（2021年）3月31日までに、クラウドファンディング運営事業者へ手数料の支払いが完了しない場合や、開業予定者が開業できない場合は、補助決定取消しとなりますのでご注意ください。

- ① 熊本市クラウドファンディング活用支援補助金実績報告書（様式第10号）
- ② 事業実績報告書（様式第11号）
- ③ 補助対象経費の支払済額を証明する領収書等の書類
- ④ クラウドファンディング運営事業者のウェブサイトの掲載ページを印刷したもの
- ⑤ [創業予定者の場合] 登記事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る）、または、個人事業の開業・廃業等届出書の写し

## **(3) 補助金請求時に必要な書類**

交付確定通知を受けた日から30日以内に、次の書類を提出してください。

- 熊本市クラウドファンディング活用支援補助金交付請求書（様式第13号）

## **(4) 事業状況報告に必要な書類**

熊本市が別途指定する期間（令和3年（2021年）5月予定）に事業の進捗状況を報告してください。

- 熊本市クラウドファンディング活用支援補助金事業状況報告書（様式第15号）

## **7. 資金調達の結果、CF 事業者を支払う仲介手数料が変わった場合**

---

### **(1) 手数料が補助金申請時の予定より増えた場合**

実際に調達した金額が目標支援金額を超えた場合であっても、交付決定額を超える補助金の交付はできません。交付申請時の目標支援金額に係る手数料（消費税を除く）を基に補助金額を交付します。

### **(2) 手数料が補助金申請時の予定より減った場合**

実際に資金調達した金額に係る手数料（消費税を除く）を基に補助金額を再算出し交付します。

## **8. 交付の条件**

---

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。

- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は別に指定する日のいずれか早い日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要があると認める事項を遵守すること。

## 9. 事業の変更・中止について

---

次の場合は、熊本市クラウドファンディング活用支援補助金変更・中止承認申請書（様式第7号）に事業の変更・中止（廃止）に伴う関係書類の提出が必要です。申請書の内容を精査し、承認又は不承認の旨を通知します。

- (1) 補助事業の事業計画の内容又は収支予算額を変更又は中止しようとするとき（ただし、収支予算額の20パーセント以内の変更については不要）
- (2) 名称・所在地・代表者の変更があった場合

## 10. 交付決定取消及び補助金の返還

---

交付対象者が以下のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消します。また既に交付した補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

- (1) 「8. 交付の条件」に規定する内容に違反した場合
- (2) 「9. 事業の変更・中止について」に規定する承認・不承認の条件に違反した場合
- (3) 「2. 補助対象者」に規定する補助対象要件を満たさないことが判明した場合
- (4) 創業予定者が令和3年（2021年）3月31日までに熊本市内で開業しなかった場合
- (5) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けた場合

## 11. その他

---

- 特別なノウハウや営業上の機密事項については、法的保護（特許・実用新案等の手続き）を行うなど申込者ご自身の責任で対応してください。
- 提出された申込書類及び添付書類等は返却いたしません。
- 個人情報の管理

本補助事業への申込に係る提出書類により本市が取得した個人情報については、以下の目的以外

に利用することはありません。(ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます。)

- ・本補助事業における補助事業者の審査・事業管理のため。
- ・交付決定後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため。
- ・申込情報を統計的に集計・分析し、申込者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

○ アンケート調査や成功事例掲載の依頼

本補助金の交付対象者に対し、補助金を活用して取組む事業やその効果等を把握・検証するためのアンケート調査や成功事例のHP掲載等を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いします。

## **12. 提出先・お問合せ先**

---

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市経済観光局 産業部 商業金融課 宛

TEL：096-328-2424 FAX：096-324-7004